

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	公害健康被害補償給付費	部課名	保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	長野葉子	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	補償給付費（26-84-33-01）				
事務事業の種類	新規事業	20年度	19年度	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動やその他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管） ・ 公害健康被害の補償等に関する法律により実施させる制度で、「民事責任を踏まえた制度であり、環境汚染（の原因者）による健康被害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とし、専ら被害者救済を目的とした制度」である。この趣旨を踏まえて補償給付は指定疾病による健康被害に限って支給する。 ・ 裁判よりも簡易化された画一定型要件により迅速に給付を行う。 				
対象者等	19年度末現在 15歳未満 0人 15歳以上 820人 計 820人 参考(19年度末現在) 特別区(19区)計 18,001人(前年比474人減) 全国(全国40区市)計 45,739人(前年比1,454人減)				
内容	現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の(1)～(8)の個別補償を行っている。 (1) 医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。） (2) 療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給 (3) 障害保障費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給 (4) 児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給 (5) 遺族保障費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(10年間) (6) 遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族保障費を受けるべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給 (7) 葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給 (8) 診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部(@1,000円)を補助(区単独事業)				
経過	昭和50年12月、公害健康被害保障法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害保障費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。				
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	989,944	958,624	947,914	932,202	896,312	881,410	859,829	
決算額(20年度は見込み)	963,253	958,624	893,947	884,508	855,265	823,919		
人件費				15,083	15,423	20,203		
【事務分担量】(%)				175	195	30		
合計(+)	963,253	958,624	893,947	899,591	870,688	844,122	0	
国(特定財源)	962,899	958,374	893,754	884,154	848,649	830,147		
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	354	250	193	15,437	22,039	13,975	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	被認定者数	983	942	927	910	881	838	814
	(内15歳未満)	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	扶助費	医療費	245,375	医療費	238,197	医療費	237,084
		療養手当	70,115	療養手当	66,994	療養手当	66,906
		障害保障費	457,385	障害保障費	447,795	障害保障費	451,541
		遺族保障費	63,853	遺族保障費	57,074	遺族保障費	73,278
		遺族補償一時金	17,151	遺族補償一時金	10,865	遺族補償一時金	25,323
		葬祭料	1,165	葬祭料	2,828	葬祭料	5,328
		診断書扶助料	222	診断書扶助料	166	診断書扶助料	371

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	被認定者数	910	881	838	820	780	大気汚染の影響による健康被害者に対する補償制度のため、請求等に基づく給付等を行う事業であることから各補償の種類ごとに件数の推移を提出する。 なお、目標値は、3年間の数値をアベレージ化したものを22年度の目標値(推定値)とした。
	認定患者死亡者数	9	18	13	13	23	
	医療費(延べ件数)	15,945	15,185	15,444	15,213	12,488	
	療養手当(延べ件数)	3,110	2,994	2,880	2,790	2,571	
	傷害補償費(延べ件数)	7,211	6,983	6,817	6,629	6,140	
	遺族補償費(延べ件数)	418	422	369	416	366	
	遺族補償一時金(延べ件数)	3	5	3	3	16	
	葬祭料(件数)	9	10	7	5	15	
	診断書扶助料(延べ件数)	354	222	166	372	246	

(問題点・課題分析)	新公害システムの再構築が終了し、平成20年7月より本格稼働となるが、旧システムからの電子データ移行ができず、紙帳票から行ったことや、システム上の修正(初期システムバグ等の修正)を要するため、安定稼働には2～3か月を要すると見込まれる。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区) 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議(要質問状)	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	公害健康被害補償給付事務費	部課名	保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	本間裕子	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	事務費（26-84-66-01）				
事務事業の種類	新規事業	20年度	19年度	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	・事業活動やその他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。				
対象者等	19年4月現在 15歳未満0人 15歳以上835人 計835人				
内容	<p>法に基づく被認定者の更新及び障害等級の見直しをするための認定審査会 年12回開催 委員12名（医師9名、法律1名、区職員2名） 《障害等級の見直し》 有級者・・・年1回 《認定更新期間》 慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫 3年 ぜん息性気管支炎 2年</p> <p>・主治医診断報告書文書料（@3,885） 582件[19年度実績] ・（認定死亡患者等）医学的検査結果報告文書料（@2,971.5） 8件[19年度実績] ・医学的検査委託（@5,485～@26,091） 666件[19年度実績]</p> <p>医療費を決定するための診療報酬審査会 年12回開催 委員5名（医師4名、薬剤師1名）</p> <p>・診療報酬取扱手数料 公害医療機関（@525） 3,622件[19年度実績] ・診療報酬取扱手数料 薬局（@262.5） 4,388件[19年度実績] ・診療報酬明細書作成事務手数料（国保連） 非公害医療機関（@1,320） 3,681件[19年度実績] ・療養費等支払事務委託料（国保連） 患者割+均等割、手数料（@145.23） 779件[19年度実績] ・診療報酬明細書内容点検事務委託（@73.5） 11,746件[19年度実績]</p> <p>上記審査会で決定された内容により、障害補償費・遺族補償費・療養費・療養手当・遺族補償一時金・葬祭料の補償給付を行っている。</p>				
経過	昭和63年3月より、第1種地域指定解除により、既認定者の更新・障害等級の見直し・死亡者の遺族補償費の支給に際し、認定審査会を定期的に行い、給付内容を決定してきた。 平成10年度より、認定審査会は15名から12名に、診療報酬審査会は7名から5名にそれぞれ委員を減員した。				
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 一部委託を含む ・認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。 ・被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	34,505	32,901	31,278	31,437	29,339	28,653	30,309	
決算額（20年度は見込み）	31,327	30,805	28,426	27,659	25,969	25,947		
人件費				22,840	18,104	18,665		
【事務分担量】（%）				265	230	240		
合計（+）	31,327	30,805	28,426	50,499	44,073	44,612	0	
国（特定財源）	20,455	18,210	18,589	18,131	17,486	19,624		
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	10,872	14,691	12,689	33,135	51,117	43,114	0	
実績の推移	事項名							
	被認定者数	983	942	927	910	881	835	820
	認定診査回数	12	12	12	12	12	12	12
	認定診査会委員数	12	12	12	12	12	12	12
	診療審査委員数	5	5	5	5	5	5	5

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報酬	審査会委員報酬	3,355	審査会委員報酬	3,115	審査会委員報酬	3,620
	報償費	診療報酬手数料	5,360	診療報酬手数料	5,337	診療報酬手数料	5,388
	旅費	審査会委員費用弁償	15	審査会委員費用弁償	14	審査会委員費用弁償	36
	食料費	審査会賄い	20	審査会賄い	20	審査会賄い	17
	一般需用	各種帳票類印刷等	361	各種帳票類印刷等	973	各種帳票類印刷等	1,151
	役務費	郵送料	950	郵送料	920	郵送料	911
	委託料	医学的検査委託等	15,689	医学的検査委託等	15,236	医学的検査委託等	19,186
	償還金利子及び割引料		0	返還金	332		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	被認定者数	910	881	838	820	780	公害健康被害補償制度に係る事務のうち、認定の更新及び障害等級等を決定するための認定審査会と、医療費の額を決定するための診療報酬審査会についての推移を提出する。 なお、目標値は、3年間の数値をアベレージ化したものを22年度の目標値(推定値)とした。
	認定審査会開催数(年)	12	12	12	12	12	
	認定審査会1回当たりの診査件数(平均)	更新:34 等級52 遺族: 0.9	更新22 等級50 遺族: 0.6	更新:19 等級59 遺族: 0.6	更新19 等級58 遺族: 0.9	更新等18 等級等56 遺族等: 0.8	
	診療報酬審査会開催数(年)	12	12	12	12	12	
	診療報酬審査会1回当たりの診査件数(平均)	個別:37 合同: 9 その他: 76	個別:39 合同: 10 その他: 86	個別:32 合同: 9 その他: 40	個別:31 合同: 9 その他: 40	個別:33 合同: 8 その他: 38	

(問題点・課題)
指標分析

新公害システムの再構築が終了し、平成20年7月より本格稼働となるが、旧システムからの電子データ移行ができず、紙帳票から行ったことや、システム上の修正(初期システムバグ等の修正)を要するため、安定稼働には2～3か月を要すると見込まれる。

他区の実況

(実施 18 区 未実施 4 区)

練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議
(要
質
問
状)

なし

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	転地療養事業	部課名	保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	皆川恵美	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	転地療養指導費（26-88-14-01）				
事務事業の種類	新規事業	20年度	19年度	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、小児科専門医療スタッフや生活指導員日頃の生活地域から離れた自然環境の中で、集団生活を共にすることによって、疾病を克服する知識の取得と体力づくりをすすめ、生活習慣の改善など、病気回復のきっかけとし、大気汚染による健康被害の予防を図る。				
対象者等	ぜん息と診断されている区内在住の小学3年生～中学3年生 平成16年度 対象者559名 参加36名 平成18年度 対象者559名 参加40名 平成17年度 対象者555名 参加40名 平成19年度 対象者559名 参加33名				
内容	実施期間	年1回 8月上旬 3泊4日			
	場所	千葉県岩井海岸			
	参加方法	対象者に個別通知、区報掲載により募集 定員50名 (主治医の意見書及び随行医師の判断等により、参加の可否を決定。) 定員：15・16年度 55名、17・18年度 50名、19年度 45名			
	医療・指導体制	医師(常時3名)、看護師(常時3名)、生活指導員(12名)、保健師(1名) 3泊4日の集団生活を通じて、鍛錬(海水浴・山登り等)と健康教育(ぜん息体操、腹式呼吸法、ぜん息治療と薬品の知識、禁煙指導)を実施し、病気に負けない心と体をつくる契機を提供する。			
	事業区分	公害健康被害予防事業			
経過	平成13年度 実施期間を4泊5日から3泊4日にした。 平成14年度から、食事代相当分を参加者負担とした。 平成14年度 10,050円(食費3,200円×3日=9,600円+保険料450円) 平成15年度 10,100円(保険料500円になる) 平成16年度 9,800円(食費3,100円×3日=9,300円+保険料500円) 平成17年度に、定員を55名から50名とし、医師・看護師・指導員の謝礼・配置について、一部見直した。				
必要性	子ども時代から病気(ぜん息)を克服する知識・手段としての本事業については、近年の学校行事(夏季施設事業)の充実、学習塾、服薬の向上などにもない参加者が減少していることなどから、水泳事業などのより参加しやすい事業を拡大をしていく必要がある。				
実施方法	(1直営) 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 一部委託を含む				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	5,146	4,958	4,510	4,193	4,183	4,350	4,289
	決算額(20年度は見込み)	4,495	4,475	4,186	4,049	3,949	3,950	
	人件費				6,895	5,670	4,270	
	【事務分担当】(%)				80	70	50	
	合計(+)	4,495	4,475	4,186	10,944	9,619	8,220	0
	国(特定財源)	3,646	3,941	3,191	4,012	4,184	3,996	4,589
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	849	534	995	6,932	5,435	4,224	
実績の推移	事項名							(4,589)
	参加人数	43	43	37	40	40	33	22
	対象者数	551	538	559	547	555	545	382
	参加率	7.8%	8.0%	8.0%	7.3%	7.2%	6.1%	5.6%

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	医師・指導員等の謝礼	2,236	医師・指導員等の謝礼	2,279	医師・指導員等の謝礼
職員旅費	職員旅費	40	職員旅費	59	職員旅費	69	
一般需用費	医薬品・消耗品等	177	医薬品・消耗品等	167	医薬品・消耗品等	197	
	現像代等（印刷製本）	11	現像代等（印刷製本）	12	現像代等（印刷製本）	0	
役務費	参加者案内等	51	参加者案内等	77	参加者案内等	80	
使用用及び賃借料	現地宿泊所使用料	1,050	現地宿泊所使用料	1,034	現地宿泊所使用料	1,033	
	バス借上げ料等	368	バス借上げ料等	322	バス借上げ料等	412	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
		参加率（1）	7.2%	7.2%	6.1%	5.5%	

（問題点・課題） （指標分析）	<p>参加者からは、好評を得ているが、近年の夏季学校行事の充実、その他スポーツ合宿やぜん息薬の向上などから参加申込者が減少傾向にあり、参加者の確保が年々困難をきたしている。また、医療スタッフの確保も困難をきたしている。</p> <p>他区の実施状況を見ても、19区中7区については、参加者の確保が困難、医師の確保が困難であることが、未実施の主な要因となっている。</p>
	<p>（実施 12 区 未実施 7 区）旧指定地域19区中</p> <p>*未実施区 千代田区・文京区・品川区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>機能訓練事業として「サマーキャンプ」と「水泳教室」を実施しているが、サマーキャンプ(転地療養事業)については、</p> <p>野球合宿、ボーイスカウト、消防団、夏期講習塾や学校行事等が多く行なわれていることから、サマーキャンプへの参加希望者が年々減少している。 随行医療スタッフの確保が困難をきたしている。 ぜん息薬の向上などにより発作が起きることが飛躍的に減少している。等々サマーキャンプ事業を実施する環境が近年著しく変化したことで事業を存続する必要性がなくなったと判断し、サマーキャンプ事業については、20年度限りで終了する。なお、代替案として水泳教室を年1回から2回へと充実を図る。</p>	<p>参加者が減少しているサマーキャンプを20年度で終了し、水泳教室を年2回開催することで、より多くの参加者の増加が見込める。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事務であるが、ぜん息薬の向上や近年の参加者状況などから転地療養事業を実施する必要性が減少した。

議 会 要 旨 状 況	なし
----------------------------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	ぜん息教室	部課名	保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	皆川 恵美	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	ぜん息教室（26-88-28-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・挿痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。				
対象者等	公害認定患者 認定を受けていない指定疾病患者				
内容	<p>実施方法 児童と成人に分けて実施 児童教室は、転地療養事業の一環として実施した「19年度実績」療養講座の案内を送付の際、ぜん息教室の案内も合わせて同封し、申し込みを受付する。（成人）</p> <p>実施時期 年3回（児童1回、成人2回）「1回2時間程度」</p> <p>場 所 荒川区保健所、尾久ひろば館</p> <p>講 師 音楽家、リズムセラピスト、太極拳講師[19年度実績]</p> <p>平成19年度 「ぜん息児音楽教室」（児童） 10月25日（木） 尾久ひろば館 18名参加 「太極拳療養教室」（成人） 11月1日（木）・2日（金） 保健所3階第1会議室 28名参加 「リズムパーカッション教室」 12月25日（火） 尾久ひろば館 13名参加</p> <p>事業区分 公害健康被害予防事業</p>				
経過	<p>児童対象のぜん息事業は、進学に支障のないように、土曜・祝日に実施してきたが、少数参加にとどまっております（実績：15年度7人、16年度6名、17年度19名）、より多くの参加を促すよう平成16年度は小中学校の夏休み期間中の実施とした。現在は毎年10月に実施している。</p> <p>成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績が、あったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。</p>				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	120	150	115	113	113	113	113	
決算額（20年度は見込み）	115	110	100	111	109	112		
人件費				1,293	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				15	20	20		
合計（+）	115	110	100	1,404	1,817	1,820	0	
国（特定財源）	101	105	91	101	102	104	104	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	14	5	9	1,303	1,715	1,716	(104)	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
延べ参加者数	58	39	59	51	61	59		
対象者数	1,659	1,748	1,712	1,760	1,714	1,647		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼等	104	講師謝礼等	104	講師謝礼等	104
	一般需用費	消耗品等	8	消耗品等	8	消耗品等	8
	役務費	郵送料	1	郵送料	1	郵送料	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	参加率（1）	2.9%	3.5%	3.6%	5.0%	6.7%	参加者/対象者

（問題点・課題の指標分析）	<p>参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、認定を受けていない患者、とりわけ若年層の患者やその家族に対するの事業PRについて、引き続き工夫が必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 0 区）</p> <p>23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「地域指定」に該当していない。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
受講者を増やすため、開催方法や周知方法を検討する。	多くの患者に技術を覚えてもらいたい。薬に頼るだけでなく、自ら克服する精神を培う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議（要質問状）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	水泳教室	部課名	保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	皆川恵美	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	水泳教室（26-88-42-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。				
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住の小学1年生～小学6年生 平成17年度 対象者484名 参加31名 平成19年度 対象者509名 参加41名 平成18年度 対象者512名 参加37名 平成20年度 対象者333名 参加 名				
内容	実施時期 5月中旬～7月上旬 週1回計8回(毎週 木曜) *18年度まで全8回(週2回 火・木) 実施場所 荒川総合スポーツセンター 大・少プール 定員 50名 参加方法 対象者に個別通知及び区報掲載により募集 (主治医の意見書及び医師による事前健診の判断等により、参加者の可否を決定) 医療体制 毎回実施前に医師の健診及びピークフロー測定を行う。 実施後、ピークフロー測定をし、必要に応じて医師の健診を行う。 療養相談 期間中1回、医師による療養相談を実施(平成9年度より) 実施体制 医師1名、看護師1名、水泳指導員6名及び事務局 事業区分 公害健康被害予防事業				
経過	平成17年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。 平成16年度より、主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。(2,940円/名) 平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し、増額した。 ここ数年の傾向として、低学年児童の参加者が増加している。				
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療法は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 場所等：荒川総合スポーツセンタープール、5月から7月の毎週木曜日の週1回全8回、午後4時半～6時 指導方法：水泳の技術力により5班から6班に分けて指導員が水泳を教える。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,450	1,454	1,288	1,216	1,217	1,259	1,281	
決算額(20年度は見込み)	1,420	1,408	1,285	1,213	1,184	1,210		
人件費				6,895	4,936	3,965		
【事務分担量】(%)				80	65	50		
合計(+)	1,420	1,408	1,285	8,108	6,120	5,175	0	
国(特定財源)	1,464	1,506	1,355	1,505	1,351	1,183	1,481	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	-44	-98	-70	6,603	4,769	3,992	-1,481	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	参加人数	43	40	31	31	37	41	
	対象者数	425	468	458	484	512	509	
	参加率	10.1%	8.5%	6.8%	6.4%	7.2%	8.1%	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	医師・指導員謝礼等	984	医師・指導員謝礼等	986	医師・指導員謝礼等	1,026
	一般需用費	消耗品費	20	消耗品費	18	消耗品費	20
	役務費	通知等郵送料	2	通知等郵送料	34	通知等郵送料	34
	使用料及び賃借料	施設仕様料	178	施設仕様料	174	施設仕様料	201

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	参加率（1）	6.4%	7.2%	8.1%	9.0%	10.0%	参加者/対象者

（問題点・課題分析）	総合スポーツセンター自主事業との時間調整等(クロールコースの振り分け、休憩時間の配分等)プールの可愛情使用を円滑に行うため、早期に事前調整をする必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 2 区）旧指定地域19区中 * 未実施区 渋谷区・板橋区 「旧指定地域19区外 2区(杉並・練馬)実施」

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
機能訓練事業として「サマーキャンプ」と「水泳教室」を実施しているが、サマーキャンプについては、野球合宿、ボーイスカウト、消防団、夏期講習塾や学校行事等が多く行われていることから、サマーキャンプへの参加希望者が年々減少している・ 随時医療スタッフの確保が困難をきたしている。 ぜん息薬の向上などにより、発作が起きることが飛躍的に減少しているなど、サマーキャンプ事業を実施する必要性が減少していることなどからこの事業を終了し、ぜん息改善に効果的とされている水泳教室を年1回実施から年2回実施に増やし、水泳教室の充実を図る。	より多くの参加者が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務である。

況議(要質問状)	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	療養講座	部課名	保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	皆川恵美	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	療養講座（26-88-56-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	患者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。				
対象者等	公害認定患者認定を受けていない指定疾病患者、家族				
内容	<p>実施方法 対象は患者とその家族で、患者の対象者に事業の案内を送付し、電話により申込みを受付する。事業の案内は、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて行い、効果を高めるようにする。</p> <p>実施時期 年1回 [1回2時間程度]</p> <p>場所 荒川区保健所 対象者に個別通知及び区報掲載により募集</p> <p>講師 毎年具体的なテーマを設定し、妥当な講師を選定</p> <p>平成17年度 「COPDってどんな病気？」 平成17年12月3日(土) 保健所講堂 12名参加 平成18年度 「漢方・薬膳に学ぶ呼吸器講座」 平成18年11月7日(火) 保健所講堂 21名参加 平成19年度 「太極拳療養教室」(成人) 平成19年11月2日(金) 保健所3階第1会議室 12名参加 事業区分 公害健康被害予防事業</p>				
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は廃止した。成人対象の講座においては、平成16年度は喫煙者を対象としたテーマであり、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、現在は、平日の午後で開催している。				
必要性	環境省の補助事業であり、患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図ることは行政の役割である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	152	136	76	74	74	74	74	
決算額(20年度は見込み)	146	64	58	73	66	65		
人件費				1,293	1,708	854		
【事務分担量】(%)				15	20	10		
合計(+)	146	64	58	1,366	1,774	919	0	
国(特定財源)	208	133	46	58	57	66	66	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	-62	-69	12	1,308	1,717	853	-66	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	延べ参加人数	40	26	16	12	12	12	
	対象者数	1,659	1,672	930	920	920	835	
	参加率	2.4%	1.6%	1.7%	1.3%	1.3%	1.4%	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	35	講師謝礼	35	講師謝礼	39
	一般需用費	消耗品費	13	消耗品費	12	消耗品費	15
	役務費	通知等郵送料	19	通知等郵送料	18	通知等郵送料	20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	参加率（1）	1,3%	1,3%	1.4%	3.0%	5.7%	参加者/対象者

（問題点・課題分析）	対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 2 区）旧指定地域19区中 * 未実施区 中央区・板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
開催場所を高齢者が集まりやすい会場とする。	高齢者の参加数の増加が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。

況議（会質問状）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	家庭療養指導	部課名	保健予防課	課長名	鷹簀右子				
		担当者名	伊藤寿間子	内線	424				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	家庭療養指導（26-88-84-01）								
事務事業の種類	新規事業	20年度	19年度	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律				
終期設定	有	無	年度	法令等					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]							
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]							
	施策	地域医療の充実[01-03]							
目的	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。								
対象者等	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。								
内容	主な訪問対象者	病状の悪化傾向にある者 排便がうまく出来ない者 病気に対し、家庭の理解が浅い者 日常生活の管理が充分でない者 選定した患者宅に事前連絡し、保健士が訪問・助言する。							
	実施方法 梅ノ木会	公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を1中心に生活の質が向上することを目的として結成された患者会で、現時点で会員10名、毎月1回（8・2月は休み）集まって呼吸筋のストレッチ体操や散策や栄養教室等を行なっている。							
経過	年間延べ訪問件数	平成12年度 70件	平成13年度 70件	平成14年度 41件	平成15年度 60件	平成16年度 80件	平成17年度 119件	平成18年度 48件	平成19年度 80件
必要性	認定患者が高齢化（65歳以上 27.7%）。保健所まで出向く事が困難なケースも少なくない。生活の場で、状況に応じた時間で面接指導する必要がある。								
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）一部委託を含む								

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5	5	5	7	64	7	7	
決算額（20年度は見込み）	4	1	1	7	53	6		
人件費				1,724	1,708	3,843		
【事務分担量】（%）				20	20	45		
合計（+）	4	1	1	1,731	1,761	3,849	0	
国（特定財源）	226	226	252	192	194	270	270	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	222	225	251	1,539	1,567	3,579	270	
実績の推移	事項名							
	延べ訪問件数	41	60	80	119	48	80	
	被認定患者数	983	942	927	881	838	820	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品	0	消耗品	5	消耗品	6
	役員費	通知等郵送料	0	通知等郵送料	1	通知等郵送料	1
	備品購入	備品購入費	53	備品購入費	0	備品購入費	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	訪問件数	119	48	80	90	100	訪問対象者は主として65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者。

（問題点・課題）	被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化するとともに、訪問件数及びかかる時間が増大している。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 0 区）旧指定地域19区中

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
福祉高齢者課等関係部署と療養支援の調整を図る	公害患者から高齢化へと問題課題がシフトしており、患者のニーズに即した部署で対応することが認定患者のQOL向上の効果がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	なし
-------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費	部課名	保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	石塚啓二	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	大気汚染障害者認定審査会事務費（26-92-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例(東京都)
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。				
対象者等	都の区域内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成20年8月1日より年齢制限撤廃(但し、18歳以上は気管支ぜん息、禁煙者) 患者数予測 都内約78,000人(荒川区1,450人)				
内容	<p>条例に基づき、対象疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症)患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回(年12回)開催する。</p> <p>審査会委員構成 6名(医学6名[内1名保健所長])</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>平成19年度 認定件数 239件(新規認定3件、認定更新23件 *18歳以上新規6月末現在139名 *助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。(申請受理1件あたり1,770円)</p>				
経過	<p>(昭和47年10月 医療費助成制度施行<東京都>)</p> <p>昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等</p> <p>*平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃する。但し、18歳以上は、禁煙している方で、気管支ぜん息のみ。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p>				
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,317	1,517	1,600	1,536	1,391	1,431	2,541	
決算額(20年度は見込み)	1,240	1,245	1,285	1,256	1,295	1,223		
人件費				4,310	4,509	5,673		
【事務分担量】(%)				50	60	70		
合計(+)	1,240	1,245	1,285	5,566	5,804	6,896	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)						6,733		
その他(特定財源)			746	904	610			
一般財源			539	4,662	5,194	163	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	認定患者	805	811	824	813	809	559	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査委員報酬	1,114	審査委員報酬	1,051	審査委員報酬	1,216
	一般賃金		0		0	アルバイト(5～7月)	437
	一般需用	事務用品	88	事務用品	83	事務用品・帳票	337
	役務費	郵送料	94	郵送料	91	郵送料	551

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	審査件数	37.7	33.3	13.9	46.6	60.8	審査会1回当たりの審査件数 (年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値

(問題点・課題分析)	<p>*平成15年1月の都条例施行規則改正が施行されたことに伴い、申請書類(主治医診断報告書・健康状態に関する申告書・生活環境に関する質問票)が増えたことにより、新規及び更新申請のお手続きが複雑・煩雑化し、1件あたりに係る所要時間が増大した。手続きの簡素化並びに公害保健システムにあわせて大気汚染事務についても20年度に向け、システム化を図る。*平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)が出来たことにより、大気の新規申請及び更新申請が減少した。</p>
他区の実況	(実施 23 区 未実施 0 区) 旧指定地域19区中

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>18歳以上の気管支ぜん息の想定患者数が東京都の試算する78,000名から推測したところ、荒川区には約1,450名の対象者がいる計算となるが、5月1日から7月31日までの事前申請に8月11日現在230名(申請書を取りに来た方400名)の申請者しかいない。今後、申請が集中した場合は、新たな受付会場の確保が必要となる。</p>	<p>8月以降、申請者が集中した場合は、受付方法を検討する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	都条例に基づく事務

況議(要質問状)	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	中森、中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	後天性免疫不全症候群予防対策事業費（26-08-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠	感染症予防法、特定感染症予防指針
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。さらに、在宅療養患者への支援体制を確立する。				
対象者等	区民一般				
内容	正しい知識の普及 中学校生徒等を対象にした健康教育 依頼による健康講座への講師派遣 区民へのパンフレットの配布 ビデオ・パネルなどの貸出し 電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 エイズ及び性感染症健康相談（匿名による抗体検査を含む）月1回保健所にて実施				
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始した。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施した。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施した。 ・平成17年度は、区立中学校での講演会を実施した。 ・平成18年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成19年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施した。なお、都立高校は平成20年度も実施予定である。				
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） エイズ抗体検査は委託にて実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	338	300	267	221	230	226	226	
決算額（20年度は見込み）	216	260	74	140	217	219		
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				20	20	20		
合計（+）	216	260	74	1,864	1,925	1,927	0	
国（特定財源）				205	145	114		
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	216	260	74	1,659	1,780	1,813	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
エイズ抗体検査件数	93	154	136	92	77	114		
電話相談	208	231	167	110	183	211		
来所相談	99	156	139	191	180	252		
中学生対象エイズ教育講演会	4	4	2	4	5	5		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	104	講師謝礼	124	講師謝礼	130
	一般需用費	エイズ普及・啓発用品等	77	エイズ普及・啓発用品等	63	エイズ普及・啓発用品等	64
	役務費	受信専用電話等	36	受信専用電話等	32	受信専用電話等	32

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	中学生等対象エイズ教育講演会	4回	5回	5回	10回	5回	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	講演会参加者数	330人	540人	600人	700人	700人	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載回数	0回	1回	1回	2回	2回	

（問題点・課題分析）	<p>HIV感染者が急増する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>全都的に実施しています。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
講演会の対象者を中学生及びその保護者にまで拡大する。	正しい知識の普及、啓発ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	エイズ罹患率減少のため重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	感染症予防対策費	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	感染症予防対策費（26 - 16 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。				
対象者等	感染症にり患したあるいはり患した恐れのあるもの（当区病院で届出があったものについては勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）				
内容	法に基づく届出により患者及び接触者等の疫学調査を行い、まん延防止のために必要な措置・指導を行う。エイズ抗体検査実施時にクラミジア抗体検査を実施している。				
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症診査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信システムとして、小児科2定点の感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校に、医師会にはポスターで発信している。 平成18年6月 H5N1インフルエンザが指定感染症となる。 平成19年6月 H5N1インフルエンザの指定期間が延長となる。				
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であり、そのための検査等の実施・医療機関への措置及び保健衛生指導の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） クラミジア抗体検査は委託にて実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,264	6,935	6,814	9,865	5,967	6,332	15,384	
決算額（20年度は見込み）	4,823	5,230	4,358	7,257	4,347	5,935		
人件費				6,363	6,405	14,091		
【事務分担量】（%）				110	75	165		
合計（+）	4,823	5,230	4,358	13,620	10,752	20,026	0	
国（特定財源）	26	439	337	210	136			
都（特定財源）			220	125	125			
その他（特定財源）	5,563	5,437	5,133	5,368	4,874			
一般財源	-766	-646	-1,332	7,917	5,617	20,026	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	
	細菌検査	11,662	11,454	11,570	12,092	12,196	12,544	
	性感染症等検査	251	422	373	88	75	110	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費		0	講師謝礼	52	講師謝礼	39
	一般需用	検査器具等	3,882	検査器具等	3,907	検査器具等	652
	役務費		0	郵便料	39	郵便料	122
	委託料	性感感染症検査委託	465	性感感染症等検査委託	1,859	性感感染症等検査委託	13,952
	使用料及び賃借料	移送料	0	移送料	78	移送料	200
	備品購入費		0			FAX専用機	203
	負担金補助及び交付金	感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分担金	124
	扶助費	医療費	0	医療費	0	医療費	91
	償還金利子及び割引料		0			補助金返還	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	感染症連絡会の開催	1回	1回	1回	3回	3回	
	小児感染症発生情報システム	-	70ヶ所	70ヶ所	70ヶ所	77ヶ所	私立幼稚園へ拡大
	感染症発生時訓練（シミュレーション）	1回	2回	2回	-	-	新型インフルエンザ訓練については「新型インフルエンザ対策事業」に記載

（問題点・課題分析）	新たな感染症の発生が心配されており、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要であり、新型インフルエンザについては、発生時対応シミュレーションを常時行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 全都的に実施しています。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会及び講習会を増やす。	施設職員等への周知を図ることにより、発生状況の早期把握及び感染拡大を防ぐことができる。
小児感染症情報システムの発信を区内全保育園・幼稚園・小中学校に拡大する。	より迅速な情報が発信されることで予防の周知徹底が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	新型インフルエンザ等の感染症のまん延防止対策は最重要課題である。

議会議要旨（要旨）	平成18年度第二回定例会 性感感染症予防教育について
-----------	----------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筈右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	結核検診（26-20-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に検診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患を減少させる目的で実施する。				
対象者等	簡易宿泊所等に宿泊する者 患者の家族及び患者と接触があった者 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）				
内容	簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて年1回、胸部CR撮影及び健康相談を実施する。 患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合-対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区からの依頼によっても実施する。 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国からの学生が多い日本語学校近くに検診車を配車し、胸部X線撮影を実施する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。 ・平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者検診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。 ・平成16年度業態者検診は廃止する。 ・平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。 ・平成18年度からツベルクリン反応で強陽性の方を対象にQFT検査を実施する。 ・平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法2類感染症に追加になり、結核予防法は廃止となった。 				
必要性	いまだ日本における最大の感染症であり、ハイリスク者を対象とした健診は有効である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者 - CR検診車の配車及び読影を委託して実施。問診、指導、結果説明 - 常勤の医師・保健師・事務 対象者 - 検査を所内で実施する体制を整えているが、患者家族等の利便性や就業形態等の事情を考慮し、休日に対処するため業務の一部を外部医療機関に委託して実施。 対象者 - X線検診車の配車及び読影を委託して実施。 QFT検査 - 足立区に委託。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額		11,587	1,744	2,434	2,872	2,629	3,396
	決算額（20年度は見込み）		11,493	1,667	2,248	1,659	2,414	
	人件費				7,326	7,686	7,686	
	【事務分担当】（%）				85	90	90	
	合計（+）		11,493	1,667	9,574	9,345	10,100	0
	国（特定財源）		1,217	1,275	983	377	926	
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源		10,276	392	8,591	8,968	9,174	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	結核検診	183	188	186	79	90	90	
	患者家族・接触者検診	472	595	724	1,230	540	355	
	日本語学校検診日数	3	3	3	5	4	5	
	日本語学校受診者数	830	894	690	1,498	1,752	2,026	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師雇上げ	270	医師雇上げ	324	医師雇上げ	324
	一般需要費	検診用消耗品等	242	検診用消耗品	310	検診用消耗品	491
	役務費	事業所連絡用郵便料	24	事業所連絡用郵便料	91	連絡用郵便料	110
	委託料	検診委託費等	1,123	検診委託費等	1,689	検診委託費等	2,471

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	日本語学校検診率	85.1%	86.0%	90.0%	90.0%	100.0%	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診	138人	120人	120人	50人	120人	受診数
	接触者・患者家族検診	85.0%	85.0%	90.0%	80.0%	100.0%	受診者 / 対象者

問題点・課題 (指標分析)	<p>区には結核の発生率の高い地域があり、全国や東京都に比べり患率が高い。重症な結核や結核死の接触者検診は大切であるが、結核が発生した特定の簡易宿泊所の宿泊者等の検診については、ハイリスクとされる対象者をいかに把握するかが課題となっている。</p> <p>り患率（16年 全国23.3 荒川48.7 17年 全国22.2 荒川47.1）</p> <p>り患率 新登録結核患者 ÷ 10月1日人口 = 人口10万人に対する患者数</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
結核発生時の接触者検診の充実	結核のまん延防止が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	結核り患率減少のため重要である。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	患者管理（26-24-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。				
対象者等	結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く） 治療中断や治療終了で医療機関で受診していない者				
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関で受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。				
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（患者服薬支援）を開始。17年度は薬剤師会による薬局DOTS（患者服薬支援）を開始。19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。				
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象 - 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） 対象 - 所内においての検査を原則としているが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。 [委託先]財団法人結核予防会複十字病院、第一健康相談所 [委託内容]胸部X線撮影・喀痰検査等				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		702	728	1,137	1,408	1,191	1,057	
決算額（20年度は見込み）		665	713	669	581	760		
人件費				9,912	9,821	13,664		
【事務分担当量】（%）				115	115	160		
合計（+）		665	713	10,581	10,402	14,424	0	
国（特定財源）		324	285	226	80	78		
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		341	428	10,355	10,322	14,346	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	定期病状調査報告数		192	190	136	136	142	
	管理検診受診者数		34	36	16	4	16	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	喀痰検査材料等	27	喀痰検査材料等	197	喀痰検査材料等	342
	役務費	郵便料、手数料	491	郵便料、手数料	539	郵便料、手数料	674
	委託料	検査委託	0	検査委託	8	検査委託	41
	使用料及び賃借料	デスクトップ借上げ	63	デスクトップ借上げ	16		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	喀痰塗沫陽性治療完了率	73.0%	75.0%	70.0%	70.0%	85.0%	治療完了者 / 喀痰塗沫陽性者
	本人・家族面接	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%	100.0%	面接者数 / 結核新規登録者数

（問題点・課題分析）	治療の完遂を確実にするため適宜医療機関・関係機関との情報交換を行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
効果的な治療の完遂を確実にするため、服薬支援ができる薬局を増やす。	治療終了が確実になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	結核り患率減少のため重要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核診査協議会	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筈右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	結核診査協議会（26-24-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第24条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[]			
行政評価事業体系	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否について診査する。				
対象者等	結核医療費公費負担申請者				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院勧告・措置並びに37条2項の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。				
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。				
必要性					
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額		2,064	1,987	1,980	2,456	2,456	2,930
決算額（20年度は見込み）		1,780	1,616	1,912	1,877	2,271	2,702	
人件費					5,171	5,124	5,124	
【事務分担当】（%）					60	60	60	
合計（+）		1,780	1,616	1,912	7,048	7,395	7,826	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,780	1,616	1,912	7,048	7,395	7,826	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	開催数	24	24	24	24	24	24	
	第37条2項診査（旧34条）	169	167	174	137	114	137	
	第37条診査（旧35条）	41	46	67	45	33	132	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	2,253	委員報酬	2,669	委員報酬	2,907
	特別旅費	委員長費用弁償	10,000	委員長費用弁償	26	委員長費用弁償	31
	一般需用費	図書等	8	図書等	7	図書等	13

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	診査件数	182件	147件	200件	200件	200件	診査予定件数

（問題点・課題 指標分析）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。休日前等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
迅速診査会のための連絡体制をさらに確実にする。	入院後72時間以内に迅速な診査ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	医療扶助（26 - 24 - 85 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。				
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（入院勧告）、同法37条2項（一般医療）				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担制度で、同法第37条2項の一般患者に対する公費負担と、法第37条の入院勧告患者に対する公費負担とがある。患者からの申請を受理し、結核診査協議会で承認されると患者票を発行する。その患者票を治療を受けている指定医療機関に提示する。医療機関は、社会保険診療報酬支払基金、または国民健康保険団体連合会へ医療費の請求をする。37条2項は医療費のうち5%の自己負担分除き、各種医療保険が適用された残りを公費負担する。37条は医療費のうち各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。				
経過	19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。				
必要性	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	43,707	37,367	64,041	50,089	50,723	48,501	47,345
	決算額（20年度は見込み）	41,426	34,675	61,261	45,127	36,762	38,299	
	人件費				2,155	2,135	2,135	
	【事務分担当】（%）				25	25	25	
	合計（+）	41,426	34,675	61,261	47,282	38,897	40,434	0
	国（特定財源）	38,393	26,754	36,298	34,314	32,089	21,378	
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,033	7,921	24,963	12,968	6,808	19,056	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	国保請求数	555	731	674	633	407	416	
	社保請求数	674	512	525	543	468	397	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	事務費	76	事務費	70	事務費	104
	扶助費	結核医療費	36,686	結核医療費	35,843	結核医療費	47,240
	償還金利子及び割引料			負担金等返還金	2,386	負担金等返還金	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	第37条2項受診件数	986	927	839	800	888	3～2月診療分 目標値は4ヵ年平均
	第37条受診件数	190	196	164	150	177	3～2月診療分 目標値は4ヵ年平均

（問題点・課題分析）	感染症法により定められており、裁量の余地はありません。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	育成医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	育成医療給付（26-72-48-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	障害者自立支援法第58条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	障害者自立支援法の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患を放置すると将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療効果が期待できるもの。				
内容	<p>申請方法等 申請は育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を保健所長に提出する。育成医療の給付を決定したときは、受給者証を保護者に交付する。</p> <p>給付の内容 指定医療機関における診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術（マッサージ）、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>				
経過	平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により国事業が移行され、審査・認定は東京都で、受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。				
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることにより、生活能力の取得により自立が可能となるように支援することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	13,155	4,380	4,322	4,300	3,804	2,973	2,138
	決算額（20年度は見込み）	12,848	3,261	3,213	4,298	2,708	925	
	人件費				1,724	2,989	854	
	【事務分担当】（%）				20	35	10	
	合計（+）	12,848	3,261	3,213	6,022	5,697	1,779	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）	12,848	3,265	3,213	4,298	2,710	925		
その他（特定財源）								
一般財源	0	-4	0	1,724	2,987	854	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	48	38	40	40	47	29	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	一般需用費	消耗品	2	消耗品	1	消耗品	4
	委託料	事務費	6	事務費	3	事務費	5
	扶助費	医療費	2,700	医療費	921	医療費	2,129

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	自立支援（育成医療）認定者	45	46	43	40	45	

（問題点・課題）	<p>育成医療の申請は、ここ数年、年間40件前半で推移している。申請者の所得制限の導入、自己負担限度額の設定等、件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。</p> <p>区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成」を選択する対象者の増加が予想される。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
係内研修の充実	事務処理の効率化
「子ども医療助成事業」との関係	選択権は区民にあるが、障害者自立支援法に基づく育成医療が、子ども医療助成事業に優先することをていねいに説明することにより、理解を得るよう努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	身体に障がいのある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	療育医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	療育医療給付（26-72-48-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	児童福祉法21条の9
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法 申請は療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を保健所長に提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。 ・給付内容 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して、必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条2項による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。 				
経過	平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により区に事業が移行され審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。				
必要性	結核に罹患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	99	107	107	107	107	107	107
	決算額（20年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費				603	427	854	
	【事務分担当】（%）				7	5	10	
	合計（+）	0	0	0	603	427	854	0
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	委託料	事務費	0	事務費	1	事務費	1
	扶助費	医療費	0	医療費	106	医療費	106

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	申請件数	0	0	0	0	0	実績及び推計数値

（問題点・課題）	特別区に事務移管された平成12年度から18年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業であるが申請はほとんどないため現状を維持する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	伊藤壽間子	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	インフルエンザ予防接種費用助成事業（26-88-90-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	被認定者の定期予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与することを目的とする。				
対象者等	65歳以上の荒川区公害認定患者				
内容	対象者： 荒川区の公害認定患者であること。 65歳以上の方。 生活保護受給世帯に属していない方。 高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方 助成金額： 2200円（2200円を限度として自己負担分を助成。） 助成回数： 一回 実施期間： 毎年10月1日から翌年の1月10日まで 申請締め 切り： 2月末日 請求方法： 公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。				
経過	平成19年度は93件。				
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						255	278	
決算額（20年度は見込み）						228		
人件費						1,025		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,253	0	
国（特定財源）						170	270	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,083	-270	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
助成件数						93		
65歳以上被認定患者数						256		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費		0	消耗品（用紙類）	2	消耗品（用紙類）	2
	役務費			郵送料（周知用）	21	郵送料（周知用）	21
	扶助費			助成費（@2,200）	205	助成費（@2,200）	255

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	助成件数			93	105	130	対象患者の50%

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 0 区）旧指定地域19区 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議（要旨）	
--------	--